

(添付資料) CFIUS審査・調査に基づく対米投資の差止事例

- 米国大統領は、対米外国投資委員会（CFIUS）の審査・調査結果を踏まえて、対米投資を差し止める権限を有する。CFIUSが設立された1975年以降、買収等取引の禁止命令が発令されたのは11件。

#	実施年	大統領	概要
1	1990年	ブッシュ（父）	中国宇宙航空技術輸出入公司（CATIC）が1989年に買収した米航空機部品メーカーMAMCOの売却を命令。買収により輸出規制の対象技術をCATICが入手する可能性があることが理由。
2	2012年	オバマ	中国人が所有する米国企業のロールズ等が2012年に買収した米風力発電関連企業4社の売却を命令。風力発電事業の所在地が、同州の米海軍訓練施設近くの飛行制限空域内にあることが理由。
3	2016年	オバマ	中国の投資ファンド福建芯片投資基金による米国資産を持つドイツの半導体企業アイクストロンの買収の差止を指示。買収により同社の技術や実績が軍事転用される可能性があることが理由。
4	2017年	トランプ	米国の投資ファンドのキャニオン・ブリッジ・ファンド（CBFI）等による米半導体企業ラティスセミコンダクターの買収の差止を指示。CBFIに中国政府関連ファンドが出資しており、安全保障の脅威となり得ると判断。
5	2018年	トランプ	シンガポールのブロードコムによる米半導体企業クアルコムの買収の差止を指示。5G技術のリード企業が米国に存在しなくなり、中国のファーウェイ等に支配されるとの懸念に基づく。
6	2020年	トランプ	中国の北京中長石基信息技術が2018年に買収した米IT企業ステインタッチの売却を命令。ステインタッチの保有する顧客情報が中国に流出する可能性が理由。
7	2020年	トランプ	動画アプリ「TikTok」を提供する中国のバイトダンスによる米同業ミュージカリーの買収の差止を指示。TikTokが利用者の位置情報や閲覧・検索履歴などを収集し、それらが中国政府に渡ることが安全保障上の脅威となる可能性が理由。ただし、その後、米連邦地裁が表現の自由を害するとして一時差止。バイデン大統領が取引禁止を撤回する大統領令を発令。
8	2024年	バイデン	英領バージン諸島のマインワン・クラウド・コンピューティング・インベストメントが2022年に購入したワイオミング州の米空軍基地から1マイル以内の施設の売却を命令。米軍基地との近接性、購入施設の特殊設備（暗号通貨のマイニング作業）が安全保障上の懸念に該当。同社は、最終的には中国人が所有する企業とされる。
9	2025年	バイデン	日本製鉄による米鉄鋼大手USスチールの買収の差止を指示。鉄鋼がインフラ、自動車産業、防衛産業基盤を支える産業だとして、USスチールが外国の支配下にあることが、国家安全保障および重要サプライチェーンのリスクになるとの懸念に基づく。ただし、その後、トランプ大統領が買収を認める大統領令を発令。
10	2025年	トランプ	中国の随銳科技集団が過半数を所有する香港企業の随銳国際が2020年に買収した米AVシステム企業のジュピター・システムズの売却を命令。米国の軍事・重要インフラで使用される同社製品の使用のリスクを生じさせる可能性があることが理由。
11	2026年	トランプ	米フォトニクス企業のハイフォが2024年に買収した米航空宇宙・防衛製品製造企業のエムコアの半導体事業の売却を命令。同社は中国人が支配する企業とされる。